

入札説明書

沖縄県企業局が発注する「A 重油売買単価契約」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和6年5月9日

2 入札に付する事項

- (1) 調達する物品の名称等 A 重油（単価契約）
- (2) 調達する物品の仕様等 仕様書のとおり
- (3) 納入期間 令和6年6月1日から令和7年3月31日
- (4) 納入場所 西原浄水場ほか2施設
 - ①西原浄水場：西原町字小那覇 1336
 - ②西原増圧ポンプ場：西原町字翁長 829-3
 - ③大城増圧ポンプ場：南城市大里字大城 1103-2

3 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規定（昭和47年沖縄県告示第69号）により競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。
- (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する事業者として、沖縄県企業局発注業務等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (3) 沖縄県内に本店、支店、又は営業所等を有し、購入物品に関して、仕様書に示す物品の納品が可能な者であること。

4 入札説明書及び仕様書に対する質問

本入札に関し質問がある場合は、下記により行うこととする。

- (1) 質問期限 令和6年5月15日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法 持参又はファクシミリ送信によること
- (3) 提出先
〒904-0113 沖縄県西原町字小那覇 1336
西原浄水管理事務所 庶務班 TEL：098-945-4404 Fax:098-945-4455
- (4) 回答方法 回答は質問期限の翌日以降にファクシミリ送信により行う

5 入札参加資格の確認・提出書類

本入札に参加を希望する者は、参加資格の有無の確認を行うので、次に掲げる書類を直接又は郵送により提出すること。また、提出された書類に不備等がある場合は受付期間内に補正することを認める。なお、提出された書類の返却はしない。

- (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）
 - イ 競争入札参加資格名簿に登録された者であることの証明（審査結果通知書の写し）
 - ウ 仕様書の要件を満たすことが分かる資料（品質規格分析結果表、誓約書）

(2) 提出期限

持参または郵送いずれの場合も令和6年5月17日（金）午後5時までとする。

(3) 提出先

〒904-0103 沖縄県西原町字小那覇1336
西原浄水管理事務所 庶務班 Tel: 098-945-4404

(4) 入札参加資格の決定

審査結果は、文書にて通知する。

6 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号。以下「財務規則」という。）第100条第1項の規程により、見積もる契約金額（※）の100分の5以上の入札保証金を納付すること。

※見積もる契約金額（消費税込、1ℓあたり単価）×23,000ℓとする。

○入札保証金を納付する場合は、入札保証金納付書発行依頼書（様式3）を令和6年5月22日（水）正午までに提出すること。確認後、納入通知書を発行するので、金融機関にて納付し、領収書の写しを令和6年5月23日（木）午後5時までに提出すること。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に沖縄県公営企業管理者 企業局長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

○入札保証保険契約をする場合は、

その証書の原本を令和6年5月22日（水）正午までに提出すること。

イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県企業局および沖縄県、若しくは沖縄県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間（※）に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

※令和4年5月24日から令和6年5月23日までに契約期間が満了したものが対象となる。

○同種・同規模契約の2以上の履行実績（様式2）及び契約書の写しを令和6年5月22日（水）正午までに提出すること。

7 入札日時及び場所

日時 令和6年5月24日（金） 午前10時

場所 西原浄水管理事務所 管理棟1階A会議室

その他 入札書は持参によるものとし、郵便による入札は認めない。代理人が入札する場合は、必ず委任状を提出すること。

8 入札に関する注意事項

(1) 入札書の記載

本件は単価契約であるため、入札金額は消費税を含まない1ℓあたりの単価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された1ℓあたりの金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない者のした入札
- イ 委任状を持参しない代理人のした入札
- ウ 入札書の表記金額を訂正した入札
- エ 入札書の表記金額、氏名、印影若しくは重要な文字が誤脱し、又は不明瞭な入札
- オ 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- カ 同一事項の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- キ 連合その他不正の行為があった入札
- ク その他入札に関する条件に違反した入札
- ケ 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- コ この入札説明書に示した事項の他、入札参加資格確認申請において虚偽の申請をした者が行った入札

(3) 落札者の決定方法

- ア 予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。
- イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちにくじで落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(4) 再度の入札

開札した場合において落札となるべき入札者がいないときは、直ちに再度の入札を行う。なお、再度の入札は原則2回とする。再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項8号の規定により、随意契約ができるものとする。

9 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、財務規則第101条第1項の規定により、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 保険会社との間に沖縄県公営企業管理者 企業局長を被保険者とする契約保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
 - イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県企業局および沖縄県、若しくは沖縄県以外の地方公共団体と同種、同規模の契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを証明する書面を提出する場合

10 その他

- (1) 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約の取り交わしを行うものとする。
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 入札参加者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読の上、入札に参加すること。
- (4) 当該入札に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令及び財務規則の定めるところによる。